

# 青森県報

号外第二十九号

平成十八年  
三月三十一日  
(金曜日)

## 目 次

### 訓 令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……一

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令……………(同) ……一

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(同) ……二

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………(同) ……二

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令……………(同) ……二

技能職員等の給与に関する規程等の一部を改正する訓令……………(同) ……三

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(同) ……四

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令……………(同) ……五

## 訓 令

青森県訓令甲第十六号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程(昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「県立美術館開館準備局長」を「エネルギー総合対策局長」に改め、「チームリーダー」の下に「公所の長等」を加え、「の長(以下「公所の長」という)を「(地域県民局を除く。)の長並びに地域県民局の地域連携室長及び部長をいう。以下同じ」に改める。

第六条第二項中「又は室」を削り、「公所の長」を「エネルギー総合対策局長、公所の長等」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十七号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員の任免等発令事務取扱規程(昭和三十九年四月青森県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「部長」の下に「エネルギー総合対策局長」を加える。  
別表23の2の項、23の3の項及び24の項中「審判所」を「裁判所」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十八号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項及び前二項の規定にかかわらず、総務部長は、冬期における交通の混雑の緩和又は遠距離通勤職員の通勤に係る負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、職員の勤務時間の割振り、休憩時間及び休息时间について、別に定めることができる。

第十条第一項中「県立美術館開館準備局」を「エネルギー総合対策局」に改め、

「出先機関（）」の下に「地域県民局にあつては地域連携室及び部とし、」を加え、同条第二項中「（県立美術館開館準備局にあつては、局長補佐）」を削る。

第三十条第三項を削る。

第十四号様式を次のように改める。

機 一 四 〇 様 式 三 添

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十九号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
労 働 委 員 会 事 務 局

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県職員安全衛生管理規程（昭和五十二年青森県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「県立美術館開館準備局、」を削り、「含む。」の下に「エネルギー総合対策局」を、「各出先機関」の下に「（地域県民局にあつては、地域連携室及び部。第二十条第一項を除き、以下同じ。）」を加える。

第十六条第二項第一号及び第二号中「青森県立あすなろ学園」を「青森県立あすなろ医療療育センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
労 働 委 員 会 事 務 局

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令

青森県職員表彰規程（昭和二十八年七月青森県訓令甲第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「部長」の下に「エネルギー総合対策局長」を加える。  
第九条第二項中「各部長」を「部長、エネルギー総合対策局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十一号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与に関する規程等の一部を改正する訓令

(技能職員等の給与に関する規程の一部改正)

第一条 技能職員等の給与に関する規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「調整基本額」の下に「(その額が給料月額百分の四・五を超えるときは、給料月額百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

第七条第十項中「健康福祉こどもセンター」を「動物愛護センター」に改め、同条第十一項中「健康福祉こどもセンター所長」を「動物愛護センター所長」に改める。

第八条中「調整手当(給与条例第九条の四の規定の例により支給するものに限る。)」を削る。

第九条中「調整手当」を「地域手当」に改める。  
第十条中「給料月額」を「号給」に、「別表第八の特定級表及び別表第九の特定号給表」を「別表第八の昇格時号給対応表」に改める。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二(第二条、第五条関係)

技 能 職 等 給 料 表

職 務 分 区	職 務 級 別	給 料 月 額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
1	給 呼	円 120,200	円 183,800	円 221,100	円 262,300
2		121,100	185,600	223,000	264,400
3		122,000	187,400	224,900	266,500
4		122,900	189,200	226,800	268,600
5		123,900	190,800	228,600	270,700
6		124,900	192,600	230,600	272,800
7		125,900	194,400	232,600	274,900
8		126,900	196,200	234,600	277,000
9		127,700	198,000	236,600	279,100
10		128,700	199,800	238,600	281,200
11		129,700	201,600	240,600	283,300
12		130,700	203,400	242,600	285,400
13		131,500	205,000	244,600	287,500
14		132,100	206,900	246,600	289,600
15		132,700	208,800	248,600	291,700
16		133,300	210,700	250,600	293,800
17		134,000	212,600	252,600	295,900
18		135,100	214,600	254,600	298,000
19		136,200	216,600	256,600	300,100
20		137,300	218,600	258,600	302,200
21		138,400	220,400	260,500	304,300
22		139,500	222,400	262,400	306,400
23		140,600	224,400	264,300	308,500
24		141,700	226,400	266,200	310,600
25		142,800	228,300	268,200	312,600
26		144,100	230,200	270,100	314,700

27	145,400	232,100	272,000	316,800		59	197,500	277,900	326,500	369,500
28	146,700	234,000	273,900	318,900		60	198,800	279,000	327,700	370,200
29	148,000	235,700	275,800	320,900	再任	61	200,000	280,200	328,800	370,800
30	149,500	237,300	277,700	323,000	用職	62	201,300	281,200	329,800	371,500
31	151,000	238,900	279,600	325,100	員以	63	202,600	282,200	330,800	372,200
32	152,500	240,500	281,500	327,200	外の	64	203,900	283,200	331,800	372,900
33	153,800	242,100	283,200	329,100	職員	65	205,100	284,200	332,700	373,400
34	155,300	243,700	285,100	331,200		66	206,300	285,100	333,500	374,100
35	156,800	245,300	287,000	333,300		67	207,500	286,000	334,300	374,800
36	158,300	246,900	288,900	335,400		68	208,700	286,900	335,100	375,500
37	159,700	248,400	290,600	337,300		69	210,000	287,900	336,000	376,000
38	162,300	250,000	292,400	339,300		70	211,100	288,700	336,700	376,700
39	164,900	251,600	294,200	341,300		71	212,200	289,500	337,400	377,400
40	167,500	253,200	296,000	343,300		72	213,300	290,300	338,100	378,100
41	170,200	254,600	297,900	345,200		73	214,400	291,100	338,600	378,600
42	171,900	256,000	299,600	347,100		74	215,500	291,600	339,200	379,300
43	173,600	257,400	301,300	349,000		75	216,600	292,100	339,800	380,000
44	175,300	258,800	303,000	350,900		76	217,700	292,600	340,400	380,700
45	176,800	260,100	304,700	352,800		77	218,800	293,000	340,800	381,200
46	178,600	261,500	306,400	354,400		78	219,900	293,400	341,300	381,800
47	180,400	262,900	308,100	356,000		79	221,000	293,800	341,800	382,400
48	182,200	264,300	309,800	357,600		80	222,100	294,200	342,300	383,000
49	183,800	265,600	311,300	359,300		81	223,000	294,500	342,800	383,700
50	185,300	266,900	312,900	360,500		82	224,100	294,900	343,300	384,300
51	186,800	268,200	314,500	361,700		83	225,200	295,300	343,800	384,900
52	188,300	269,500	316,100	362,900		84	226,300	295,700	344,300	385,500
53	189,600	270,600	317,800	363,900		85	227,300	296,000	344,800	386,200
54	190,900	271,900	319,400	365,000		86	228,100	296,400	345,300	386,800
55	192,200	273,200	321,000	366,100		87	228,900	296,800	345,800	387,400
56	193,500	274,500	322,600	367,200		88	229,700	297,200	346,300	388,000
57	194,900	275,700	324,100	368,100		89	230,500	297,500	346,700	388,700
58	196,200	276,800	325,300	368,800		90	231,200	297,900	347,200	389,300

91	231,900	298,300	347,700	389,900
92	232,600	298,700	348,200	390,500
93	233,400	298,900	348,500	391,200
94	234,200	299,300	349,000	
95	235,000	299,700	349,500	
96	235,800	300,100	350,000	
97	236,500	300,300	350,300	
98	237,200	300,700	350,800	
99	237,900	301,100	351,300	
100	238,600	301,500	351,800	
101	239,400	301,700	352,100	
102	240,100	302,100	352,500	
103	240,800	302,500	352,900	
104	241,500	302,900	353,300	
105	242,300	303,100	353,800	
106	242,800	303,500	354,200	
107	243,300	303,900	354,600	
108	243,800	304,300	355,000	
109	244,100	304,500	355,500	
110		304,900	355,900	
111		305,300	356,300	
112		305,700	356,700	
113		305,900	357,200	
114		306,300		
115		306,700		
116		307,100		
117		307,300		
118		307,600		
119		307,900		
120		308,200		
121		308,600		
122		308,900		

再任用職員	123	309,200		
	124	309,500		
	125	309,900		
		186,800	214,600	-
				-

備考 再任用職員のうち、その職務の級が2級である職員で知事が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、236,800円とする。

別表第三(第三条関係)

級 別 標 準 職 務 表

1 級	技能技師、技能主事等の職務
2 級	高度の技能又は経験を必要とする技能技師、技能主事等の職務
3 級	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う技能技師等の職務
4 級	高度の技能又は経験を必要とし、特に困難な業務を行う技能技師等の職務

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	6	3	知事が定 別に定める。	知事が定 別に定める。	
0	6	9	知事が定 別に定める。	知事が定 別に定める。	
	9	3	知事が定 別に定める。	知事が定 別に定める。	
0	9	12	知事が定 別に定める。	知事が定 別に定める。	
	10	3			
0	10	13			

別表第四中

を

1 級	2 級	3 級	4 級
	9	知事が定 別に定める。	
0	9	知事が定 別に定める。	
	12	知事が定 別に定める。	
0	12	知事が定 別に定める。	
	12		
	13		
0	13		

別表第五中

1 級 6 号給
1 級 3 号給
1 級 3 号給
1 級 2 号給

別表第五中

を

1 級 17 号給
1 級 5 号給
1 級 5 号給
1 級 1 号給

別表第五中

別表第六中「青森県立あすなる学園」を「青森県立あすなる医療療育センター」に、「青森県立さわらび園」を「青森県立さわらび医療療育センター」に改める。

別表第七及び別表第八を次のように改める。

別表第七(第六条関係)

調 整 基 本 額 表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	6, 5 0 0 円
2 級	8, 5 0 0 円
3 級	9, 6 0 0 円
4 級	1 0, 2 0 0 円

別表第八(第十条関係)

昇 格 時 号 給 対 応 表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	2
19	1	3	3
20	1	4	4
21	1	5	5
22	1	6	6
23	1	7	7

24	1	8	8
25	1	9	9
26	1	10	10
27	1	11	11
28	1	12	12
29	1	13	13
30	1	14	14
31	1	15	15
32	1	16	16
33	1	17	17
34	1	18	18
35	1	19	19
36	1	20	20
37	1	21	21
38	1	22	22
39	1	23	23
40	1	24	24
41	1	25	25
42	1	26	26
43	1	27	27
44	1	28	28
45	1	29	29
46	1	30	30
47	1	31	31
48	1	32	32
49	1	33	33
50	2	34	34

51	3	35	35
52	4	36	36
53	5	37	37
54	6	38	38
55	7	39	39
56	8	40	40
57	9	41	41
58	10	41	42
59	11	42	43
60	12	42	44
61	13	43	45
62	14	43	45
63	15	44	45
64	16	44	46
65	17	45	46
66	18	45	46
67	19	46	47
68	20	46	47
69	21	47	47
70	22	47	48
71	23	48	48
72	24	48	48
73	25	49	49
74	25	49	49
75	26	49	49
76	26	49	50
77	27	50	50

78	27	50	50
79	28	50	51
80	28	50	51
81	29	51	51
82	29	51	52
83	30	51	52
84	30	51	52
85	31	52	53
86	31	52	53
87	32	52	53
88	32	52	53
89	33	53	54
90	33	53	54
91	34	53	54
92	34	53	54
93	35	53	55
94	35	54	55
95	36	54	55
96	36	54	55
97	37	54	56
98	37	54	56
99	38	55	56
100	38	55	56
101	39	55	57
102	39	55	57
103	40	55	58
104	40	56	58



105	41	56	59
106	41	56	59
107	42	56	60
108	42	56	60
109	43	57	61
110		57	61
111		57	62
112		57	62
113		58	63
114		58	
115		58	
116		58	
117		59	
118		59	
119		59	
120		59	
121		60	
122		60	
123		60	
124		60	
125		61	

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第九を削る。

第三号様式中「労働協約センター」を「動物福祉センター」に改める。

(技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第二条 技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成十二年十二月青森県訓令甲第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項の前の見出し並びに同項及び第三項を削る。

附則第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を附則第二項とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員は、施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において技能職員等の給与に関する規程(以下「規程」という。)別表第二の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(知事の定める職員にあつては、知事の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第二に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額切替え)

4 施行日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給は、知事が定める。

(施行日前の異動者の号給の調整)

5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び知事の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及

びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の規程の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(給料の切替えに伴う経過措置)

7 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(知事が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、知事の定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給する。

(施行事項)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(船舶の乗組職員に対する日額旅費支給規程及び青森県漁業取締船舶船員等に対する日額旅費支給規程の一部改正)

10 次に掲げる訓令の規定中

六級、五級又は四級の職務にある者
三級の職務にある者
二級又は一級の職務にある者

を

に改める。

四級又は三級の職務にある者
二級の職務にある者
一級の職務にある者

一 船舶の乗組職員に対する日額旅費支給規程(昭和三十一年二月青森県訓令甲第四号)別表

二 青森県漁業取締船舶船員等に対する日額旅費支給規程(昭和二十七年四月青森県訓令甲第三十二号)別表

(船舶の乗組職員に対する日額旅費支給規程及び青森県漁業取締船舶船員等に対する日額旅費支給規程の一部改正に伴う経過措置)

11 改正後の船舶の乗組職員に対する日額旅費支給規程及び青森県漁業取締船舶船員等に対する日額旅費支給規程の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附則別表第一(附則第二項関係)

職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
2級	2級
3級	3級
4級	4級
5級	3級
6級	4級

附則別表第二（附則第三項関係）

号 給 の 切 替 表

技能職等給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満			1	1	5	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1
2	9月以上12月未満			4	1	8	1
	12月以上			5	1	9	1
	3月未満	1	41	5	1	9	1
3	3月以上6月未満	2	42	6	2	10	1
	6月以上9月未満	3	43	7	3	11	1
	9月以上12月未満	4	44	8	4	12	1
4	12月以上	5	45	9	5	13	1
	3月未満	5	45	9	5	13	1
	3月以上6月未満	6	46	10	6	14	2
5	6月以上9月未満	7	47	11	7	15	3
	9月以上12月未満	8	48	12	8	16	4
	12月以上	9	49	13	9	17	5
6	3月未満	9	49	13	9	17	5
	3月以上6月未満	10	50	14	10	18	6
	6月以上9月未満	11	51	15	11	19	7
7	9月以上12月未満	12	52	16	12	20	8
	12月以上	13	53	17	13	21	9
	3月未満	13	53	17	13	21	9
8	3月以上6月未満	14	54	18	14	22	10
	6月以上9月未満	15	55	19	15	23	11
	9月以上12月未満	15	55	19	15	23	11

6	9月以上12月未満	16	56	20	16	24	12
	12月以上	17	57	21	17	25	13
	3月未満	17	57	21	17	25	13
7	3月以上6月未満	18	58	22	18	26	14
	6月以上9月未満	19	59	23	19	27	15
	9月以上12月未満	20	60	24	20	28	16
8	12月以上	21	61	25	21	29	17
	3月未満	21	61	25	21	29	17
	3月以上6月未満	22	62	26	22	30	18
9	6月以上9月未満	23	63	27	23	31	19
	9月以上12月未満	24	64	28	24	32	20
	12月以上	25	65	29	25	33	21
10	3月未満	25	65	29	25	33	21
	3月以上6月未満	26	66	30	26	34	22
	6月以上9月未満	27	67	31	27	35	23
11	9月以上12月未満	28	68	32	28	36	24
	12月以上	29	69	33	29	37	25
	3月未満	29	69	33	29	37	25
12	3月以上6月未満	30	70	34	30	38	26
	6月以上9月未満	31	71	35	31	39	27
	9月以上12月未満	32	72	36	32	40	28
13	12月以上	33	73	37	33	41	29
	3月未満	33	73	37	33	41	29
	3月以上6月未満	34	74	38	34	42	30
14	6月以上9月未満	35	75	39	35	43	31
	9月以上12月未満	36	76	40	36	44	32
	12月以上	37	77	41	37	45	33

11	3月未滿	37	77	41	37	45	33
	3月以上6月未滿	38	78	42	38	46	34
	6月以上9月未滿	39	79	43	39	47	35
12	9月以上12月未滿	40	80	44	40	48	36
	12月以上	41	81	45	41	49	37
	3月未滿	41	81	45	41	49	37
13	3月以上6月未滿	42	82	46	42	50	38
	6月以上9月未滿	43	83	47	43	51	39
	9月以上12月未滿	44	84	48	44	52	40
14	12月以上	45	85	49	45	53	41
	3月未滿	45	85	49	45	53	41
	3月以上6月未滿	45	86	50	46	54	42
15	6月以上9月未滿	46	87	51	47	55	43
	9月以上12月未滿	46	88	52	48	56	44
	12月以上	47	89	53	49	57	45
16	3月未滿	47	89	53	49	57	45
	3月以上6月未滿	47	90	54	49	58	46
	6月以上9月未滿	48	91	55	50	59	47
17	9月以上12月未滿	48	92	56	50	60	48
	12月以上	49	93	57	51	61	49
	3月未滿	49	93	57	51	61	49
18	3月以上6月未滿	49	94	58	51	62	50
	6月以上9月未滿	49	95	59	52	63	51
	9月以上12月未滿	50	96	60	52	64	52
19	12月以上	50	97	61	53	65	53
	3月未滿	50	97	61	53	65	53
	3月以上6月未滿	50	98	62	54	66	54
20	6月以上9月未滿	51	99	63	55	67	55
	9月以上12月未滿	51	100	64	56	68	56
	12月以上	51	101	65	57	69	57
21	3月未滿	51	101	65	57	69	57
	3月以上6月未滿	52	102	66	57	70	58
	6月以上9月未滿	52	103	67	58	71	59
22	9月以上12月未滿	52	104	68	58	72	60
	12月以上	53	105	69	59	73	61
	3月未滿	53	105	69	59	73	61
23	3月以上6月未滿	53	106	70	59	74	62
	6月以上9月未滿	53	107	71	60	75	63
	9月以上12月未滿	53	108	72	60	76	64
24	12月以上	54	109	73	61	77	65
	3月未滿	54	109	73	61	77	65
	3月以上6月未滿	54	109	74	61	78	66
25	6月以上9月未滿	54	109	75	61	79	67
	9月以上12月未滿	54	109	76	62	80	68
	12月以上	55	109	77	62	81	69
26	3月未滿	55	109	77	62	81	69
	3月以上6月未滿	55	77	77	62	81	69
	6月以上9月未滿	55	78	79	63	83	71
27	9月以上12月未滿	55	79	80	63	84	72
	12月以上	56	80	81	63	85	73
	3月未滿	56	81	81	63	85	73
28	3月以上6月未滿	81	81	81	63	85	73
	6月以上9月未滿	82	82	82	64	86	74
	9月以上12月未滿	83	83	83	64	87	75
29	12月以上	84	84	84	64	88	76
	3月未滿	84	84	84	64	88	76
	3月以上6月未滿	84	84	84	64	88	76



9月以上12月未満					
12月以上			125		

青森県訓令第二十二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「農林水産事務所に勤務する職員が」を「地域県民局の地域農林水産部又は農林水産事務所に勤務する職員が」に、「下北地方農林水産事務所」を「下北地域県民局の地域農林水産部」に改め、同項第三号中「農林水産事務所」を「地域県民局の地域農林水産部の水産事務所又は農林水産事務所」に、「又は」を「若しくは」に改め、同項第四号中「農林水産事務所」を「地域県民局の地域農林水産部の漁港漁場整備事務所又は農林水産事務所」に改め、同項第八号中「青森県土整備事務所、八戸県土整備事務所及び鯉ヶ沢県土整備事務所」を「中南部地域県民局の地域整備部に勤務する職員が、イからトまでに掲げる用務のため、三八地域県民局の地域整備部及び青森県土整備事務所」に、「弘前県土整備事務所」を「下北地域県民局の地域整備部」に、「トまで」を「へまで及びチ」に、「チに掲げる用務のため、」を「リに掲げる用務のため並びに」に、「リ及びヌ」を「ヌ及びル」に改め、「並びにむつ県土整備事務所に勤務する職員が、イからへまで及びルに掲げる用務のため」を削り、ルを削り、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トの次にチとして次のように加える。

チ 川内川内ダム管理

第二条第一項第九号及び第十号を削り、同項第十号中「県土整備事務所の港湾管理所」を「地域県民局の地域整備部の港管理所又は県土整備事務所の港管理所」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 青森県土整備事務所のダム建設所に勤務する職員が、次に掲げる用務のため、

青森市の地域内において旅行した場合

イ 駒込ダムの建設のための用地の買収若しくは補償又は工事の施行、調査、測量、設計若しくは監督

ロ 堤川下湯ダム及び浅虫川浅虫ダムの管理

第二条第一項中第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同項第十五号中「むつ小川原振興課」を「エネルギー総合対策局」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「工業振興課」を「エネルギー総合対策局」に改め、「職員」の下に「(知事が別に指定する職員に限る。）」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十七号中「青森県ITER誘致推進東京連絡事務所」を「青森県ITER支援東京連絡事務所」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十八号を同項第十七号とし、同条第二項中「第十一号」を「第九号」に、「三戸地方農林水産事務所八戸水産事務所」を「三八地域県民局地域農林水産部八戸水産事務所」に改める。

第三条中「の各号の一」を削り、同条第三号中「青森県自治研修所の研修」を「総務部人事課が管理する研修施設(以下「青森県自治研修所」という。）」において実施される研修(知事が別に指定する研修に限る。）」に改める。

第四条第一項中「第十五号」を「第十四号」に改める。

第五条中「第二条第一項第十六号から第十八号」を「第二条第一項第十五号から第十七号」に改める。

別表第一及び別表第二中「九級」を「七級」に改める。

別表第三中「九級」を「七級」に、「十一級又は十級」を「八級以上」に改める。

別表第四中「六、五四〇円」を「六、三三〇円」に、「六、五二〇円」を「六、四三〇円」に、「六、七五〇円」を「六、五二〇円」に、「六、四六〇円」を「六、二四〇円」に、「青森県自治研修所の研修」を「青森県自治研修所において実施される研修(知事が別に指定する研修に限る。）」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の日額旅費支給規程別表第一から別表第三までの規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

青森県訓令甲第二十三号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県職員被服貸与規程(昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「出先機関」の下に「(地域県民局にあつては、地域連携室及び部)」を加える。

別表第一電話の交換業務に従事する者、総務部総務学事課に勤務する職員で印刷製本又は文書の收受、発送若しくは文書の編さん保存に関する業務を行う者の項中「電話の交換業務に従事する者」を削り、同表健康福祉こどもセンターに勤務する職員の項中「健康福祉こどもセンター」を「地域県民局の地域健康福祉部又は健康福祉こどもセンター」に、

食品衛生監視員、薬事監視員、環境衛生監視員	作業白衣 作業服	— —	一年 一年	
狂犬病予防員、野犬捕獲員	作業白衣 作業服 ゴム長靴 防寒衣	— — — —	一年 一年 一年 二年	狂犬病予防員のみ

に改め

同項の次に次のように加える。

動物愛護センターに勤務する狂 犬病予防員、野犬捕獲員	作業白衣	—	一年	狂犬病予防員のみ
	作業服	—	一年	
防寒衣	ゴム長靴	—	一年	
		—	二年	

別表第一あすなる学園又はさわらび園に勤務する職員のうち「あすなる学園」を「あすなる医療療育センター」に、「さわらび園」を「さわらび医療療育センター」に改め、同表農林総合研究センター（林業試験場加工技術部に限る。）又は宮農大に勤務する職員及び農林総合研究センターに勤務する職員で農業経営等の調査研究に従事する者のうち「林業試験場加工技術部」を「林業試験場木材加工部」に改め、同表普及指導員、林業普及指導員のうち「農林水産事務所」を「地域農林水産事務所又は農林水産事務所」に改め、同表農林水産事務所（家畜保健衛生所に限る。）に勤務する獣医師及び飼料の分析又は検査に従事する者のうち「農林水産事務所」を「地域農林水産事務所（家畜保健衛生所に限る。）又は農林水産事務所」に改める。

別表第二環境生活部農民生活政策課のうち「環境生活部農民生活政策課」を「環境生活部農民生活文化課」に改め、同表商工労働部工業振興課のうち「鉱毒防止工事現場監督」を「高圧ガス、火薬類等の取扱いに係る指導取締り及び鉱毒防止工事現場監督」に改め、同表商工労働部むつ小川原振興課の項及び商工労働部資源エネルギー課の項を削り、同表文化観光部観光推進課のうち「文化観光部観光推進課」を「商工労働部観光局観光企画課」に改め、同表農林水産部水産振興課のうち「農林水産部水産振興課」を「農林水産部水産局水産振興課」に改め、同表農林水産部漁港漁場整備課のうち「農林水産部漁港漁場整備課」を「農林水産部水産局漁港漁場整備課」に改め、同表県土整備部高規格道路・津軽ダム対策課の項の次に次のように加える。

エネルギー総合対策局	現地調査、測量及び指導に係る業務用	作業帽
		作業服
		ゴム長靴
		防寒衣

別表第二本庁各課（室）、各出先機関のうち「各出先機関」の下に「（地域農林水産局）にあつては、地域連携室及び各部」を加え、同表県税事務所の項中「県税事務所」

を「地域農林水産局の県税課、県税事務所」に改め、同表健康福祉こどもセンターの項中「健康福祉こどもセンター」を「地域農林水産局の地域健康福祉部、健康福祉こどもセンター」に改め、同表あすなる学園、さわらび園の項中「あすなる学園、さわらび園」を「あすなる医療療育センター、さわらび医療療育センター」に改め、同表農林水産事務所の項中「農林水産事務所」を「地域農林水産部、農林水産事務所」に改め、同表農林水産事務所、県土整備事務所の項中「農林水産事務所」を「地域農林水産部及び地域整備部、農林水産事務所」に改め、同表農林水産事務所（家畜保健衛生所に限る。）の項中「農林水産事務所」を「地域農林水産部水産部（家畜保健衛生所に限る。）」、農林水産事務所」に改め、同表農林水産事務所（水産事務所に限る。）の項中「農林水産事務所」を「地域農林水産部（水産事務所に限る。）」、農林水産事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

（発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
--------------------------------	---	------------------------------